令和７年度（2025 年度）八王子市居住環境整備補助金交付取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、令和 7 年度（2025 年度）八王子市居住環境整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

（所有者等）

第２条　要綱第 2 条第 1 号に規定する「所有者」の範囲については次のとおりとする。

⑴　建物登記上の所有者、又は固定資産税・都市計画税納税通知書に記載されている建物所有者

⑵　⑴の所有者が既に死亡している場合、その相続人

⑶　⑴の所有者の 1 親等の親族、又は法定相続人

⑷　⑶の居住者が居住する補助対象住宅については、賃貸借によるものでないこと

２　前項の内容を確認するための書類として、次のものを必要書類とする。

⑴　登記事項証明書又は納税通知書の写し

⑵　戸籍謄本（抄本）等、相続関係又は親族関係が確認できるもの

⑶　家賃等を負担していないことを証するもの（申出書等）

（長屋）

第３条　要綱第 2 条第 6 号に規定する「長屋」は、各住戸と住戸の間の界壁以外共有する部分がなく、各住戸に外部から直接出入り出来るものとする。ただし、以下のいずれにも該当するものは、専用住宅として扱う。

⑴　住戸数が 2 つのもの

⑵　1 棟の全体を改修するもの

⑶　改修工事及び補助金申請において所有者（区分所有者を含む）全員の承諾を得ているもの

２　前項ただし書きによる住宅について要綱第 5 条第 6 号の補助対象改修工事（長寿命化改修工事）の補助金申請を行う場合、1 棟につき 1 申請とする。

附則

この取り扱いは、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行する。